

大崎町水道事業給水条例の一部改正

水道の管理体制強化を主要とした水道法の一部改正により貯水槽水道の管理の充実を図るため改正するものです。

大崎町職員の給与に関する条例の一部改正

大崎町町長等の給与等に関する条例等の一部改正

大崎町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

人事院が、国家公務員の給与を平均で一・〇三%引き下げ、期末手当の支給割合を年間で〇・〇五月分引き下げを行なうことを内容とする勧告をし、国家公務員の給与が改正されたことに伴い、本町もこれに準じ、職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

その他

町有財産（土地）の無償貸付について

定住化対策の一環として町有地に民間資本を活用した定期借地権付分譲マンションを建設するにあたり、入居者の募集や建設工事など定期借地権を設定するまでの間、必要な業務を実施するために当該マンション建設予定地である町有地を無償で貸付けるものです。



旧王子製紙あと地

土地の所在地 大崎町神領青木一七一八番二
地 目 宅 地
地 積 九千二十六㎡
貸付の相手 鹿児島市上之園町二四番二号
トーションリアルトラスト株式会社
代表取締役 鎌田照男
貸付期間 平成十五年一月六日から借地借家法
第二十二条の規定による定期借地権を当該土地の一部もしくは全部に設定する日、または、平成一六年九月三〇日のいずれか先に到来する日までの期間

辞職勧告を決議

辞職勧告に関する決議

平成14年11月8日に川越光蔵議員が起こした交通事故は、飲酒した後の自家用車運転による事故で、このことは先般「飲酒・ひき逃げにより逮捕」と新聞、テレビで大きく報道されたところである。

本町では、これまで、早めの点灯決議等がなされ、町民あげて交通事故防止運動に取り組んでいる最中で、交通三悪である飲酒運転、ひき逃げを犯したことは、町民を代表する議員として、また本町議会副議長としてあるまじき行為である。

この不祥事で、町民の信頼を大きく裏切り、本町議会の名誉と権威を著しく傷つけ、失墜させた責任はきわめて重大であり、同議員は深く反省し、自ら潔く議員を辞職すべきである。

よって、本町議会は、川越光蔵議員に対し、議員辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成14年12月12日

大崎町議会

陳情・意見書関係

児童デイサービス事業（通園事業）についての陳情書

大崎町菱田二五四九番の趣旨を妥当と認め、採
地一 小能みちる氏から 択しました。
提出されたもので、陳情